

歯科医師臨床研修制度に関するQ&A

歯科医師臨床研修制度に関するQ&A

- [【研修歯科医】編](#)
- [【臨床研修施設の指定手続き】編](#)
- [【臨床研修施設の指定基準】編](#)
- [【臨床研修の修了・未修了及び中断・再開】編](#)
- [【臨床研修に係る歯科医籍への登録手続き】編](#)
- [【研修歯科医の処遇】編](#)
- [【指導歯科医講習会】編](#)
- [【都道府県】編](#)
- [【平成22年度の制度改革】編](#)

【研修歯科医】編

(質問)	(回答)
いつから、誰が臨床研修を受けなければならないのか。	臨床研修は平成18年4月1日から必修化となっており、平成17年以前の歯科医師国家試験合格者であっても、歯科医師免許の申請を平成18年4月1日以降に行った者は対象となります。
将来、診療には携わらないつもりだが、臨床研修を受けなければならないのか。	臨床研修は、診療に従事しようとする歯科医師は受けなければなりませんが、基礎研究など、診療に一切従事しない者は、臨床研修を受ける必要はありません。
臨床研修を受けないとどうなるのか。	臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならず、さらに、病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所を臨床研修終了者に管理させなければなりませんので、臨床研修を受けない者は事実上開業できなくなります。
臨床研修期間中にアルバイトをしても良いか。	歯科医師法第16条の2では、「診療に従事しようとする歯科医師は、臨床研修を受けなければならない。」と規定されています。また、臨床研修に関する省令において、「臨床研修施設は、届け出た研修プログラム以外の研修プログラムに基づいて臨床研修を行ってはならない」と規定されています。 したがって、研修期間中にいわゆるアルバイト診療をすることはできません。
どうやって臨床研修施設や研修プログラムを探したらいいのか。	D-REIS(歯科医師臨床研修プログラム検索サイト) で検索することができます。具体的には、Web上で登録された臨床研修施設及び研修プログラムに関する情報を確認することができます。
「マッチング」とはなにか。	臨床研修先を決定するため、コンピューターを用いて研修歯科医(応募者)と研修プログラム(病院、診療所)の希望を最適に組み合わせるためのシステムのことです。応募者に対しては公平な選択とプログラム選択の自由とを保障し、研修プログラム実施側から見た場合には質的充実に見合った人材が確保できる制度です。詳しくは、 歯科医師臨床研修マッチング協議会 のサイトを参照してください。
研修中に医療事故をおこしたらどうすればいいのか。	研修歯科医は、医療安全に対して十分な配慮をしてはなりません。もし医療事故が発生した場合は、担当の指導歯科医あるいは研修中の施設の医療安全管理責任者に報告し指示を仰いでください。
賠償責任保険の制度はあるのか。	歯科医師賠償責任保険の加入については、各研修歯科医及び各

	臨床研修施設の判断に任されています。なお、臨床研修施設における当該制度の有無、加入の強制等については、研修歯科医に対し事前に公表されますので、参考にしてください。
臨床研修を修了したら、どうなるのか。	臨床研修を修了したと認められた者には、臨床研修施設の管理者から臨床研修修了証が交付されるとともに、歯科医籍への登録を申請受付担当の地方厚生局に申請します。歯科医籍に登録されると、臨床研修修了登録証が交付されます。
臨床研修を修了できなかった場合はどうなるのか。	臨床研修を修了できなかった者は、再度臨床研修を行わなければなりません。ただし、その場合には、臨床研修未修了の内容について研修を受けることとなります。
海外の大学附属病院等で臨床研修を行うことは可能か。	日本で診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、臨床研修を受けなければなりません。なお、日本で歯科医師免許を取得した後であれば、外国の病院又は診療所で厚生労働大臣が適当と認めたものは、日本で臨床研修を受けたものとみなすことができる場合があります。必要であれば、厚生労働省医政局歯科保健課に相談してください。
国家試験に合格したが、研修施設が決まっていない。この場合は翌年度開始プログラムに参加することとなるのか。	国家試験合格発表後に受入可能になった施設がD-REIS(歯科医師臨床研修プログラム検索サイト)の空席情報を更新しますので、各自研修施設に連絡し研修施設を探すこととなります。

[上へ戻る](#)

【臨床研修施設の指定手続き】編

(質問)	(回答)
申請及び届出の窓口はどこか。	当該臨床研修施設の所在地を担当する地方厚生局健康福祉部医事課が窓口となります。窓口一覧は、 こちら 。
申請内容に変更等があった場合、申請書の提出とともにD-REISに入力しなければならないのか。	研修プログラムの変更や臨床研修施設の変更の場合には、届出書等を担当する地方厚生局に提出後、D-REISによりオンラインで施設情報を入力していただくこととなります。
現在、単独型臨床研修施設として指定を受け臨床研修を行っているが、臨床研修に向けて新たに研修協力施設を加える場合には、臨床研修施設群の変更に該当するのか。	この場合には臨床研修施設群の変更ではなく、研修プログラムの新設・変更届けの対象となります。
既存の臨床研修施設群の構成に変化が生じた場合(協力型臨床研修施設の加除を行う場合)は、当該臨床研修施設群に属する全ての臨床研修施設の申請書類を作成する必要があるか。	管理型臨床研修施設に関する書類の他、臨床研修施設群の構成の変化に関与する(追加／削除する)協力型臨床研修施設の書類のみの提出となります。
施行通知様式1・臨床研修施設申請書の項目12にある「診療科名」には、「医科の診療科を有する場合には、その他欄に記入すること」とあるが、欄が少なくて全部書ききれない。どうしたらいいか。	「その他(医科)」欄の一番右下の枠(99と記載のある枠)に、“その他”と記載してください。
施行通知及び特例通知の「指導歯科医等の氏名等」(名簿)には、病院又は診療所に従事し臨床経験を有するすべての歯科医師の氏名等を記入するのか。	「指導歯科医等の氏名等」には、病院又は診療所に従事するすべての歯科医師名を記入する必要はありません。研修プログラムにおいて指導歯科医とされている歯科医師について記入してください。
施行通知(様式1または2)の「歯科医師名簿」については、勤務するすべての歯科医師が記入対象となっているが、月1回程度勤務する非常勤歯科医師も記入しなければならないのか。	「歯科医師名簿」には、常勤・非常勤といった勤務の態様等を問わず、指定申請書中の「歯科医師(研修歯科医含まず)の員数」で算入したすべての歯科医師について記入してください。
臨床研修申請書及び大学病院概況表の記入要領には、「特に定めのあるものの他、原則として申請日の属する年度の4月1日現在で作成すること」とあるが、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月中に申請に係る歯科医師名簿を作成する場合にも、4月1日現在に在職した歯科医師名を記入するのか。	「歯科医師名簿」については、直近の状況を把握するため、より記入日に近い時点での歯科医師について記入をお願いします。
臨床研修施設申請書及び大学病院概況表の1枚目の研修施設番号欄の前に、「D」という記号が入っているが、これは何を示すのか。	医師の臨床研修で使用している病院施設番号との区別を明確にするため、便宜上「D」を付けています。しかし、研修施設番号は、あくまでも6桁の数字で示されたものを指しますので、研修施設番号が必要となる際には、当該6桁の数字のみを入力するようにしてください。

並行して他の臨床研修施設群に参加(並行申請)している協力型臨床研修施設において変更の届出が必要となった場合、協力型臨床研修施設はどこか一つの管理型臨床研修施設のみに臨床研修施設変更届出書を提出すればよいか。	並行申請を行っている協力型臨床研修施設において変更の届出が必要となった場合、変更が生じた日から起算して1月以内に、当該協力型臨床研修施設が属する全ての臨床研修施設群の管理型臨床研修施設に対して、臨床研修施設変更届出書を提出する必要があります。
---	---

[上へ戻る](#)

【臨床研修施設の指定基準】編

(質問)	(回答)
臨床研修は1年以上となっているが、2年制で行ってもいいのか。	歯科医師法上は1年以上と規定されていますので、2年制で行っても差し支えありません。しかし、1年で研修可能な内容を2年かけて行うのであれば、それは妥当性を欠く方法であると考えています。
各施設で研修プログラム内容は統一されているのか。何かそのガイドラインみたいなのがあるのか。	各施設間で研修プログラム内容は統一されていません。ただし、研修プログラムは、臨床研修省令第2条に規定する「臨床研修の基本理念」にのっとったものであり、当該研修プログラムにおいて研修歯科医が到達するべき研修目標が定められているとともに、研修プログラムの特色について明記されていることが必要です。なお、到達するべき研修目標として、国が示す「歯科医師臨床研修の到達目標」を参考にしてください。
研修プログラム自体の変更はできるのか。	研修プログラムを変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、臨床研修施設変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければなりません。現に研修歯科医を受け入れている場合には、当該研修歯科医が研修を修了し、又は中断するまでの間は、やむを得ない場合を除いては研修プログラムの変更をしてはいけません。
研修プログラムを同一のもの、あるいは異なるものと見なす判断基準は何か。	研修実施施設の種別、研修項目(内容)と研修期間に着目して、それらが同じであれば、研修を行う順序等が異なっても同一の研修プログラムと見なします。
臨床研修施設には医療安全管理体制の義務づけがあるが、具体的に何を整備したらしいか。	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の11第1項及び第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を満たす必要があります。 (1)単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設 (1) 医療に係る安全管理を行う者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は歯科衛生士)の配置 (2) 病院における医療に係る安全管理を行う部門の設置 (3) 患者からの相談に適切に応じる体制の確保(診療所:意見箱等で可、病院:患者相談窓口の設置) (2)協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設 (1) 上記(1)の体制の確保 (2) 上記(2)及び(3)の体制整備に努めること
同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えて臨床研修施設群を組むことは差し支えないか。	差し支えありません。しかし、地域医療のシステム化を図り、臨床研修施設群における緊密な連携を保つため、できれば同一の二次医療圏又は同一の都道府県にあることが望ましいと考えております。
指導歯科医は、常勤の歯科医師でなければならないか。	指導歯科医は常勤でなければなりません。ただし、その指導歯科医の指導監督の下、適切な指導力を有するものが直接に研修歯科医を指導する研修分野もあり得ると考えています。
初めて臨床研修施設としての指定申請を行いたいと考えているが、指導歯科医の配置要件を現在満たしていない。これから指導歯科医講習会を受け、指導歯科医の配置要件をクリアする予定であるが、申請時までには間に合わない場合には見込みでもかまわないのか。	指導歯科医の要件は、申請時点で満たしていることが条件となります。見込みによる申請書の提出は認められません。
臨床研修施設の基準のひとつに、「当該医療機関の開設歴が3年以上であること」とある。申請時に3年以上開設歴がないと申請できないのか。	臨床研修施設として指定を受ける時点で開設歴が3年以上であれば、申請可能です。ただし、指定期日がいつになるか不明確ですので、申請時点で3年以上開設歴を有することが望ましいと考えます。